



農林水産業の振興施策等について

平成25年9月30日

東 京 都

目 次

農業関係

- 農業の現況 3
- 都市農業経営パワーアップ事業 4
- 東京農業の産業力強化支援事業 5
- 農業・農地を活かしたまちづくり事業 6

林業関係

- 多摩地域の森林の現況 7
- スギ花粉発生源対策(主伐)事業のしくみ 8
- 多摩産材利用拡大の取組 9

水産業関係

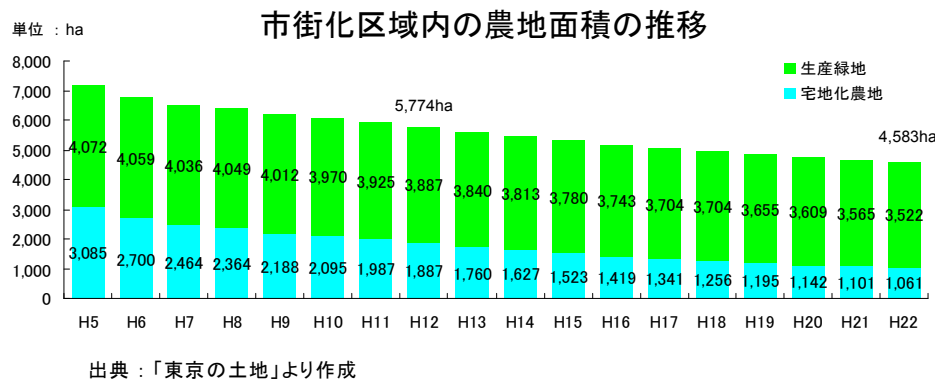
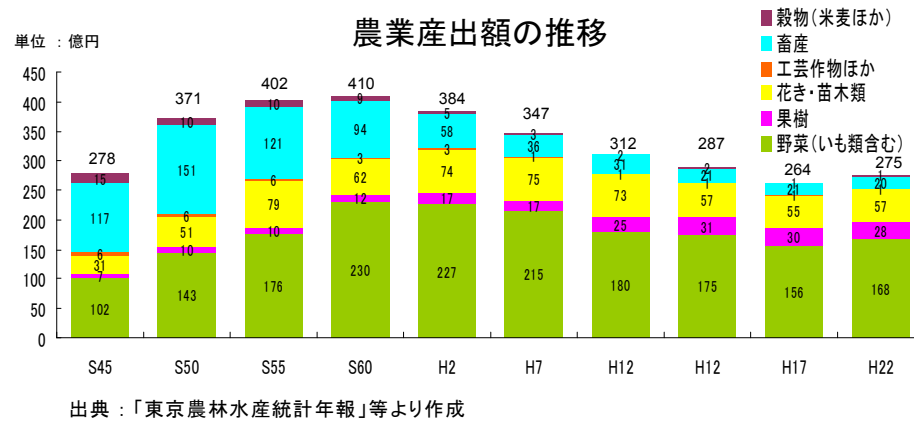
- 東京の水産業が営まれる地域 10
- 島しょ地域における水産業の現況 11
- 資源管理型漁業の推進 12
- 低利用水産資源の有効活用 13

その他

- 国における農林水産業プラン・施策等に対する東京都の要望 . . . 14

農業の現況

- 農業産出額は、昭和60年の410億円をピークに減少。特に穀物や畜産で高い減少率
- 東京の農地の約6割は市街化区域内にあり、この10年間で約1,200ha減少



基礎データ（平成22年）

農業産出額：275億円（100.0%）

- ・野菜 167億円（61.7%）
- ・果樹 28億円（10.2%）
- ・花き、苗木類 57億円（20.7%）
- ・畜産 20億円（7.3%）
- ・穀物等 3億円（1.1%）

基幹的農業従事者数：10,686人

平均年齢：63.8歳（10年間で4.6歳上昇）

農家数：13,099戸

- ・販売農家 6,812戸
- ・自給的農家 6,287戸

農地面積：7,670ha

- ・市街化区域 4,583ha
（うち生産緑地 3,522ha）
- ・市街化区域以外 3,087ha

都市農業経営パワーアップ事業

- 認定農業者等の経営向上に意欲的な農業者に対して、生産施設や直売所などの施設整備への支援を行い、農業経営力をハード面から強化

■ 事業概要

経営目標を設定した農業者等が、パイプハウスや直売所等の施設整備を行う際に、事業費の1/2以内で都が補助

■ 施設例

- 生産力・効率向上施設
農業用パイプハウスや畜舎 等
- 流通販売促進施設
直売所やアンテナショップ 等
- 体験ふれあい交流施設
農業体験農園や観光農園 等
- 省エネ環境配慮施設
冷暖房機器や被覆資材 等



〈生産力・効率向上施設〉
パイプハウスでの花壇苗の栽培



〈流通販売促進施設〉
道の駅八王子滝山での販売



〈体験ふれあい交流施設〉
観光農園でのブルーベリーの摘み取り



〈省エネ環境施設〉
ヒートポンプ設置による加温栽培

東京農業の産業力強化支援事業

- 農産物の高付加価値化や販路開拓など、新たな経営展開をめざす農業者の取組に対して、専門家による助言等を行い、農業経営力をソフト面から強化

■ 事業概要

(公財)東京都農林水産振興財団に「チャレンジ農業支援センター」を設置し、農業改良普及センターとも連携を図りながら、農業者の相談に対して専門家を派遣し助言

■ 相談例

○ 高付加価値化

特産農産物を原料とした加工品開発に関する助言 等

○ 販路開拓

スーパーマーケット等との相対取引に関する助言 等

○ 販売促進

直売所の売上増に結びつく販売方法に関する助言 等

○ 農産物PR

パッションフルーツの出荷箱のロゴマークの作成 等



農業・農地を活かしたまちづくり事業

- 都市農地が保全されるためには、都市と農業・農地が共生するまちづくりを進め、都民と農業者の相互理解を深めていくことが重要
- 教育機能や防災機能など、農業・農地の持つ多面的機能をまちづくりに活かす区市の取組を支援

■ 事業概要

- 実施計画作成やイベント開催等のソフト事業のほか、施設整備やシステム整備等のハード事業に対して、事業費の3/4以内で都が補助
- 期間は最長4年間、補助額は75百万円/地区が限度

■ 事業の仕組み

区市事業推進協議会
(市民、農業者、学識経験者等)
事業提案、事業内容への助言等

事業実施主体(区市等)

都事業支援委員会
(学識経験者、消費者、JA等)
区市実施計画の審査・助言等



〈農業生産機能(地場産業活性化)〉
農産物直売所の樹木見本園



〈教育機能〉
学童農園



〈レクリエーション機能〉
観光農園(花摘み農園)



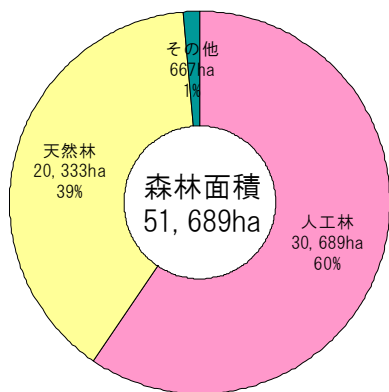
〈防災機能〉
災害時協力農地の掲示板

多摩地域の森林の現況

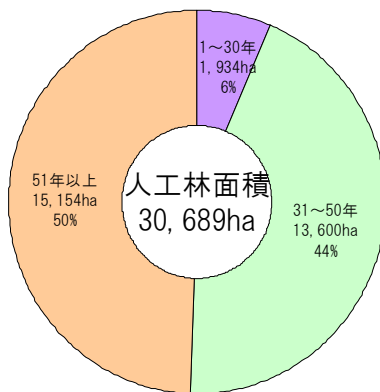
- 多摩の森林は、6割が人工林。うち、木材として利用可能な51年以上の森林が5割
- 森林面積の3/4を「私有林」が占め、また、5ha未満の小規模所有者が約9割
- 平成18年度から「スギ花粉発生源対策」を開始し、多摩産材の供給量が増加

<平成24年4月1日現在>

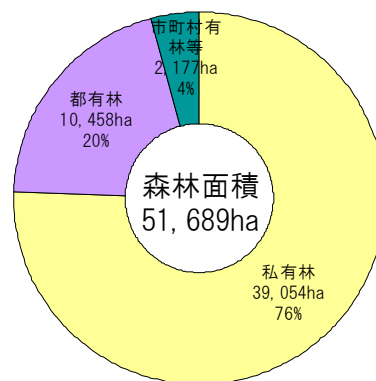
人工林・天然林別森林面積



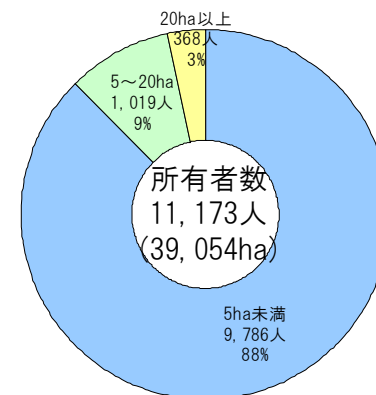
林齢別人工林面積



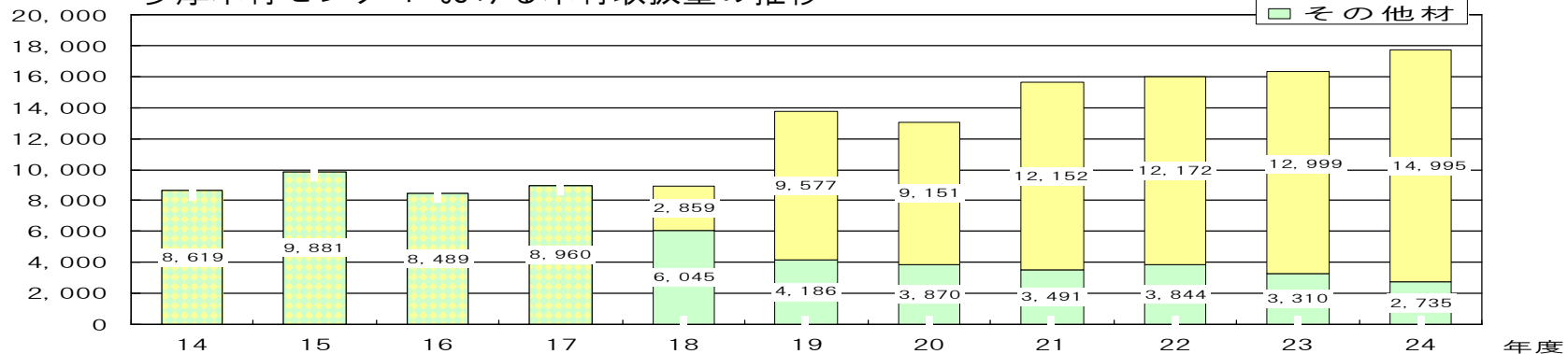
所有形態別面積



所有規模別所有者数



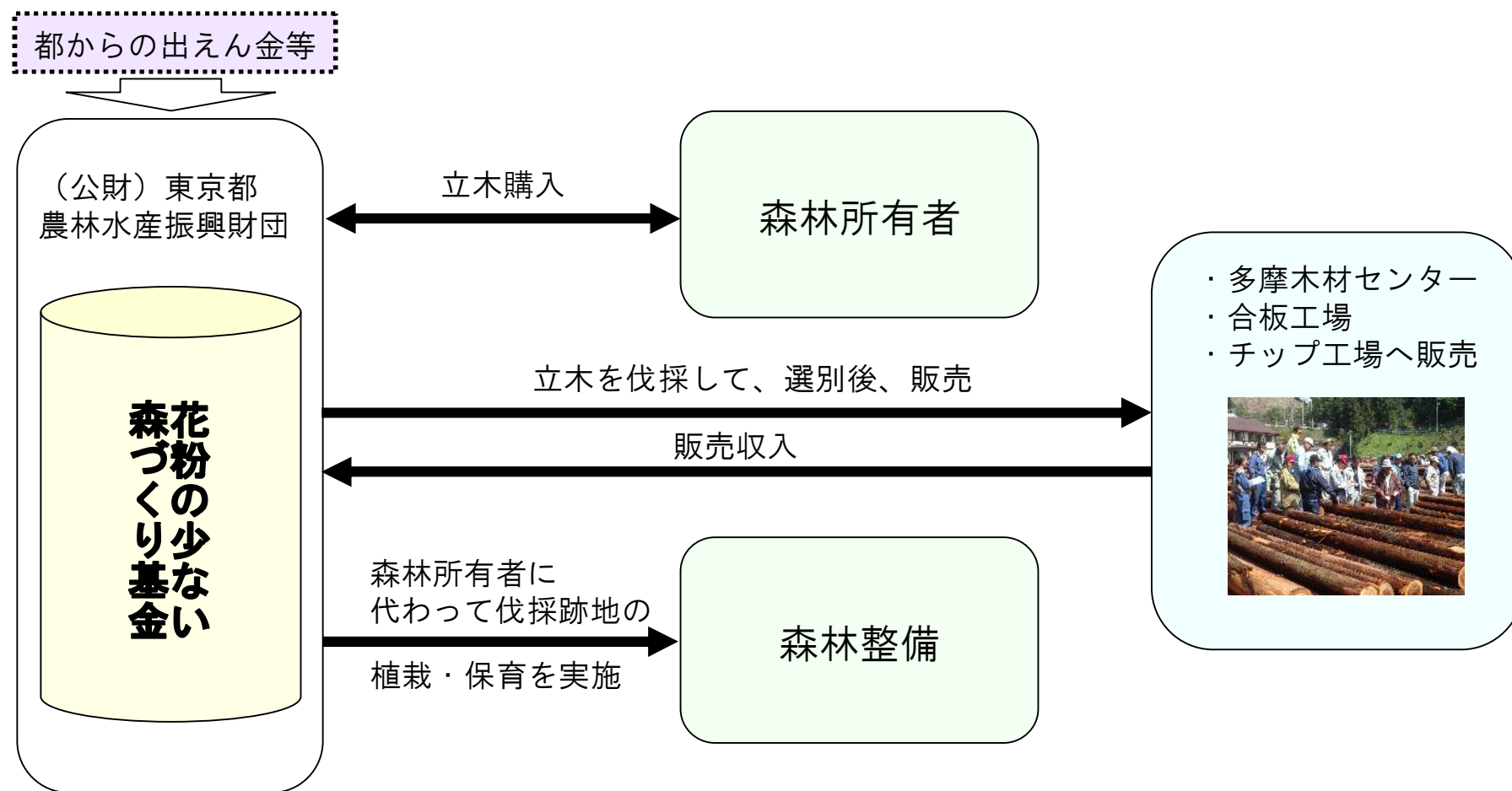
材積 (m³) 多摩木材センターにおける木材取扱量の推移



※ 多摩産材認証制度が平成18年度からスタートしたため、それ以前は区分なし

スギ花粉発生源対策(主伐)事業のしくみ

- 森林所有者からスギ林等の立木を購入・伐採し、多摩木材センター(原木市場)等で販売
- 伐採後は、森林所有者に代わって、花粉の少ないスギ等の植栽・保育を実施



多摩産材利用拡大の取組

- 公共施設や公共工事での率先利用と、多摩産材を利用した製品開発など民間利用の両面から、多摩産材の利用拡大を促進

公共利用の促進

- 公共施設等での率先利用
「多摩産材の利用推進方針」を策定し、都や区市町村の公共施設や公共工事で率先利用
- 木とのふれあい推進事業
保育園等の施設で子供が木とふれあうように内装や遊具等に多摩産材を活用し、PRする取組について補助

【保育園の内装の木質化】



民間利用の促進

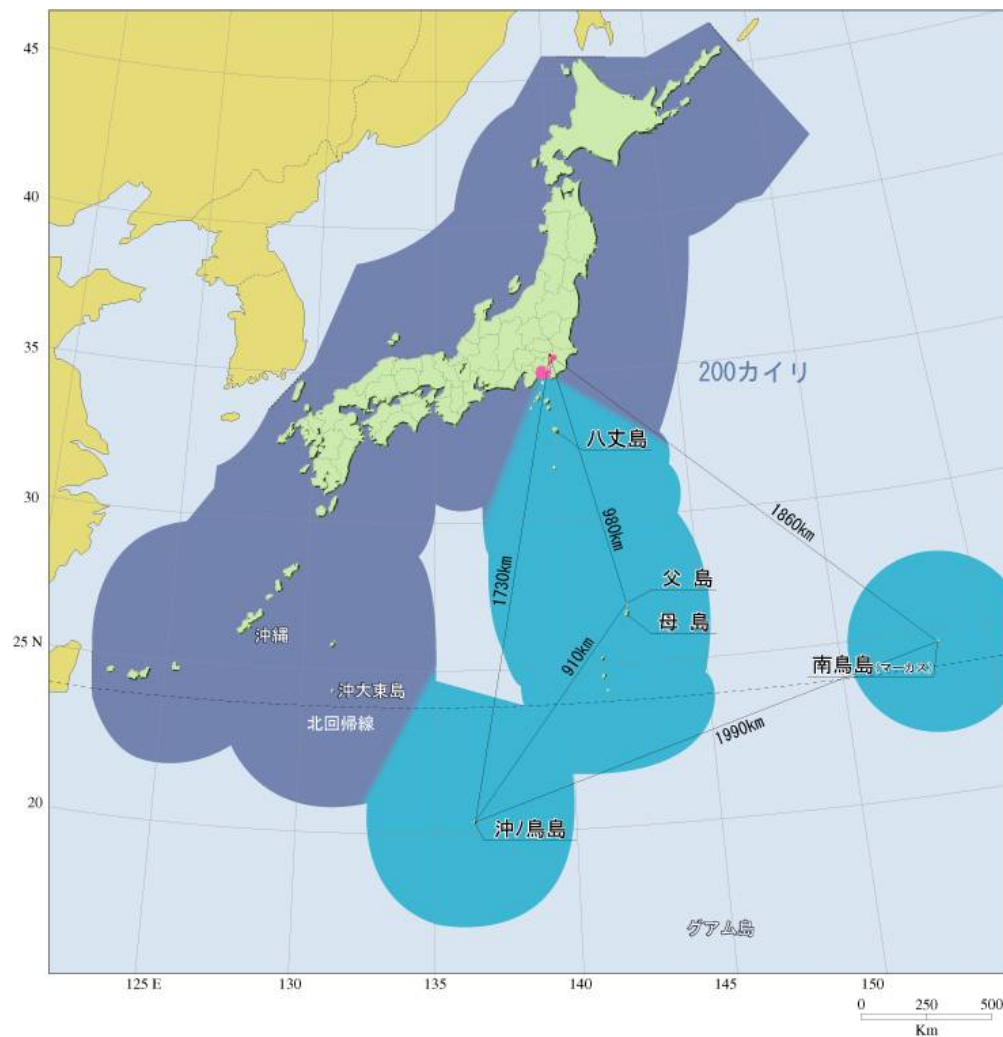
- 多摩産材利用開発事業
多摩産材を利用した製品開発等について提案公募により募集し、その取組について補助
- とうきょう森づくり貢献認証制度
森林整備活動への参加や、多摩産材を利用した企業や都民を対象に、東京の森づくりへの貢献や二酸化炭素の吸収・固定量を評価して、都が認証



【パーテーション】

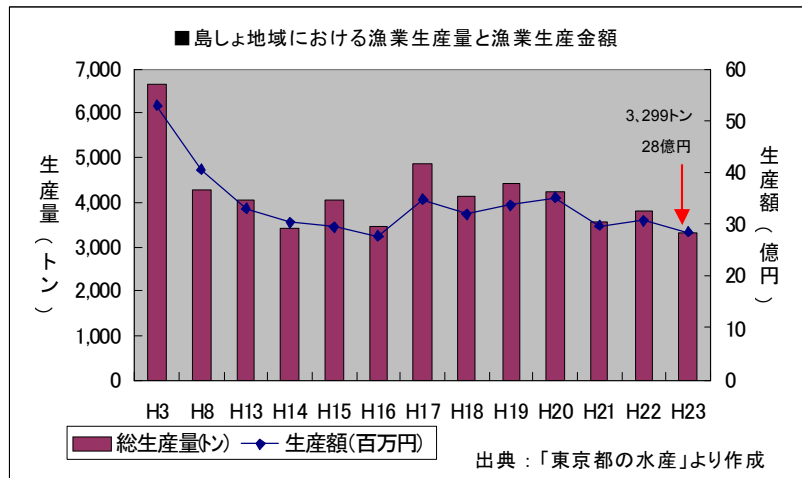
東京の水産業が営まれる地域

- 東京の水産業の中心は島しょ地域(生産量、生産額ともに都全体の9割)
- 東京の島に接する排他的経済水域の面積は日本全体の約38%



島しょ地域における水産業の現況

- 資源の減少や魚価の低迷などにより、漁業生産は長期的に低迷
- 漁業従事者は一貫して減少し、60歳以上が約4割を占め高齢化が進行

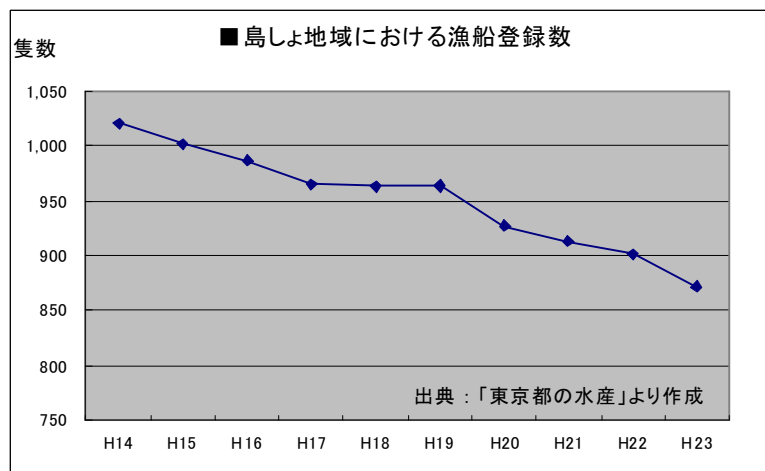
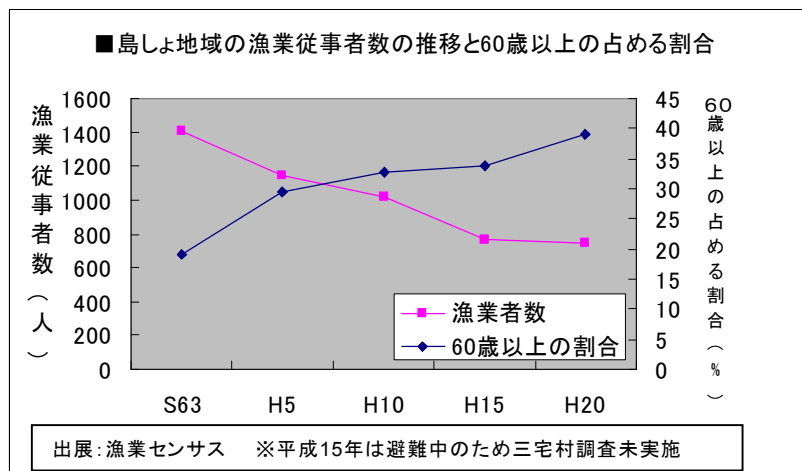


基礎データ

漁業生産量 : 3,299トン
 漁業生産額 : 28億円
出典：平成23年度東京都の水産

漁業従事者数 : 749人
内60歳以上は約4割(293人)
 出典：平成20年漁業センサス

漁船数 : 872隻
(全て20t未満の小型漁船)
 出典：平成23年度東京都の水産



資源管理型漁業の推進

- 漁獲魚種が偏在化し、特にキンメダイへの漁獲依存度が上昇
- 近年、回遊魚であるカツオの小型化と不漁により、漁業生産は低下

- 伊豆諸島を漁場とする1都3県（千葉、神奈川、静岡）のキンメダイ漁業者が連携して資源管理を推進

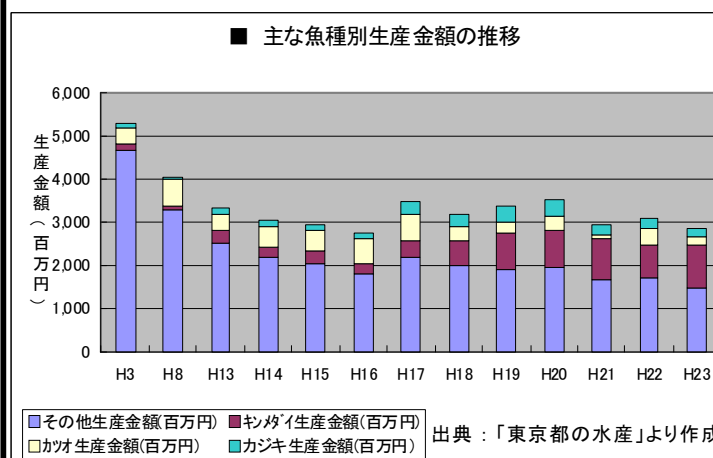
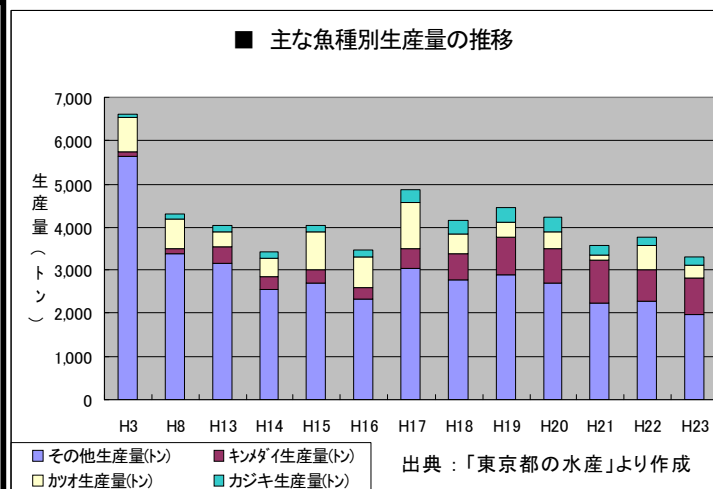
【実施中の対策】

休漁日の設定、漁具・漁法の制限

【今後の課題】

資源に悪影響があると懸念される夜間操業の禁止

- 調査指導船を活用した生態調査等の実施
今後の資源管理に活かすため、キンメダイ、ハマトビウオ、カツオ等の生態等を把握



低利用水産資源の有効活用

- 島しょ地域には、魚価の関係などから低利用となっている水産資源が多く存在
- こうした資源を活用した加工品を開発し、学校給食への導入を促進

○ 低利用水産資源の存在

味、品質ともに良いが、鮮度落ちの早いムロアジや、一定量を超えると市場で値崩れするトビウオなど、利用方法、出荷量が限定される低利用水産資源が存在

○ 新たな加工品の開発

こうした水産物の長所を活かした利用しやすい東京産水産加工品を開発
(例)ムロアジメンチカツ、トビウオつみれ 等

○ 学校給食への東京産水産加工品の導入

将来を担う子どもに東京産水産物の味を知ってもらうことが日本の魚食文化を継承

また、安定的かつ大量の需要があること等から学校給食への導入を促進

○ 「浜のかあさんと語ろう会」・「都職員による出前講座」

漁協女性部による魚のさばき方講習や島のくらしの講話、都職員による東京の水産業の解説など、授業との連携が導入を後押し

○ 水産加工団体の育成

安定的な供給を確保するため、専門家の指導により、「生産管理」「組織管理」「品質管理」等の水産加工団体が抱える課題を解決



給食メニュー(ムロアジメンチカツ)



浜のかあさんと語ろう会



都職員による出前講座

国における農林水産業プラン・施策等に対する東京都の要望

【都の要望の基本的考え方】

- ★ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(仮称)等においては、都市農業・農地の役割を明確に位置づけ、それに係る制度改善や振興策を盛り込むことが重要
- ★ 国庫補助事業については、補助基準・要件等を地域の実情に合った柔軟で・弾力的なものとし、さらに、活用しやすいものとする必要がある

【都市農地の保全に向けた制度改善等】

- 「生産緑地」を貸し付けた場合でも、相続税の納税猶予制度の適用が受けられるようにし、農地の貸し借りによる効率的な利用を促進
- 今後の法整備により設立される都道府県「農地中間管理機構」(農地の中間的受け皿)で扱う貸借の農地には生産緑地も対象とすること
- 相続税や固定資産税等の優遇措置がある「生産緑地」の指定面積要件(500㎡)の引き下げ
- 「農地」に限定されている相続税納税猶予制度の適用を、農機具倉庫等の農業用施設用地や、防風・堆肥確保のための屋敷林にも拡大するなど、相続税負担の軽減

【地域の実情に合った弾力的な国庫補助基準の設定等】

- 島しょ地域における施設整備等では、輸送コストや人手確保の面から資材費や人件費等のコストが割高となるため、地域の実情に応じて費用対効果基準の緩和が必要(農業・水産業)
- 木材価格の低迷が続く中で、伐採更新を進め、森林循環を維持していくには、植栽や間伐に対してだけでなく「皆伐」に対する国庫補助も新たに創設することが必要(林業)
- 地域の実情に応じ、「搬出」間伐だけでなく、「切捨て」間伐に対する補助も可能とすること(林業)
- カツオは、赤道域での大量漁獲が続く一方、伊豆諸島では不漁が継続しており、減少理由の解明や赤道海域での操業制限など資源対策の強化が必要(水産業)